

令和7年度 事業報告書

1.はじめに

社会福祉法人は今後一層進行する人口減少・少子高齢化、地域コミュニティ機能の低下、家族形態や働き方の多様化など、急速に変化する社会状況の中で、これまでにない多様かつ複合的な課題に直面しています。特に人口減少や高齢化の進行に伴い、介護や福祉サービスの担い手不足は一層深刻化すると見込まれ、地域における生活支援や見守り機能の維持そのものが危ぶまれる状況にあります。加えて、ひきこもりやゴミ屋敷問題、親の介護と子育てを同時に担うダブルケア、高齢の親と就労していない独身の50代の子どもが同居する、いわゆる「8050問題」など、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクは、貧困・孤立・健康問題・就労困難が重なり合う形で、複雑かつ多様な様相を呈しています。さらに、血縁・地縁・社縁といった共同体機能の脆弱化が進行し、単身世帯や孤立世帯の増加、孤独・孤立の深刻化など、地域における相互扶助の基盤そのものが揺らいでいることも大きな課題です。

こうした福祉ニーズの複雑多様化や地域社会の構造変化に対応するためには、従来の高齢者・障害者・子どもといった属性別の枠組みを超え、制度や分野の「縦割り」を乗り越えた、属性や世代を問わない横断的・包括的な福祉サービスを展開していくことが、社会福祉法人に強く求められています。あわせて、制度の狭間に置かれがちな人々や、支援につながりにくい世帯を早期に発見し、「断らない相談」「伴走型支援」「訪問支援」等を通じて、地域共生社会の実現に向けた役割を主体的に果たしていくことが、令和8年度以降の社会福祉法人に課せられた重要な使命であるといえます。

青森県においては全国と比較しても労働人口の減少がより顕著であり、地域産業の維持や福祉サービスの担い手確保に深刻な影響を及ぼしています。「人口減少地域の公共サービスを誰がどのように支えるのか」「採算性を期待しにくい地域で、どのように福祉サービスを維持するのか」といった問いを突き詰めていくと、最終的には「人口が減少し、産業にも恵まれない地方を、誰がどのように支えるのか」という、国の財政や制度の在り方、さらには国の将来像そのものに関わる根源的な問いに行き着きます。しかしながら、国としてどのような地域構想や将来ビジョンを描いているのかは、現場からは依然として極めて見えにくい状況にあり、地方の不安と負担感は一層高まっています。

さらに、今般の物価高騰は、福祉サービスを必要とする生活困窮者の暮らしを一層圧迫するとともに、社会福祉法人・福祉施設等の経営にも大きな影響を及ぼしています。水道光熱費や燃料費、食材料費等の負担が上昇し、経営状況の悪化は明白であり、利用者の命と生活を支えるサービスを安定的に継続することが困難になりつつあります。国や自治体による物価高騰対策や支援策は講じられているものの、構造的な人手不足とコスト増を同時に吸収するにはなお不十分であり、法人自らの工夫とあわせた総合的な対応が求められています。安定した運営を続けるためには、単なる経費削減にとどまらず、効率的なコスト管理、業務の見直し・標準化、ICT・DXの活用による生産性向上、人材確保策の強化が不可欠です。これらの取り組みを通じて福祉サービスの質を維持し、利用者にとって安心できる生活環境を継続的に提供していくことが、令和8年度の社会情勢を踏まえた社会福祉法人の重要な責務となっています。

政府はこうした人口減少・地域衰退の進行を踏まえ、社会福祉法人が単独では対応しきれない課題に向き合えるよう、社会福祉連携推進法人制度を創設し、法人間の連携・協働を促進するための新たな枠組みの活用を進めています。加えて、合併や事業譲渡の活用による経営基盤の強化、自治体・事業者間の協力体制の構築、地域資源の共有化など、持続可能な福祉サービス提供体制を確保するための政策的支援も段階的に拡充されています。これらの制度や仕組みを適切に活用することで、社会福祉法人は人口減少社会における多様で複雑な課題に柔軟に対応し、地域社会の福祉を支える中核的存在として、より持続可能な運営体制を構築していくことが期待されています。

玄輝門は平成 15 年 4 月に知的障害者授産施設（定員 20 名）として開設されました。当時の津軽地域では、養護学校を卒業した障害のある方が働く場としての授産施設が十分に整備されておらず、多くの利用希望者が自宅で長期間待機せざるを得ない状況にありました。こうした地域の切実なニーズに応えるため、玄輝門では働くことの尊さと社会人としての自覚を育み、他者に迷惑をかけず自立した生活を目指すことを基本理念として、職業的自立に向けた訓練の場・活動のステージを提供してきました。

しかし、授産施設のみでは、利用時間外の生活面における支援に限界があることが明らかとなり、より包括的な支援体制の必要性が高まりました。そのため平成 17 年 3 月には、地域生活援助（グループホーム）として玄輝門住宅 A を開所し、共同生活の場を整備することで、利用者が安心して地域で暮らし続けられる環境を整えました。以降、平成 18 年 4 月の障害者自立支援法、平成 25 年 4 月の障害者総合支援法の施行など、相次ぐ制度改革に柔軟に対応しながら、現在は就労継続支援 B 型事業所「玄輝門」および共同生活援助事業所「玄輝門住宅 A」として、地域に根ざした支援を継続しています。

令和 8 年度を迎えた現在、障害福祉分野を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化の進行、家族機能の弱体化、地域コミュニティの変容などにより、かつてないほど複雑化しています。単身世帯の増加や地域のつながりの希薄化により、支援を必要とする方々が支援につながりにくい状況も生じており、福祉サービスの役割は従来以上に広範で重層的なものとなっています。

こうした中で、玄輝門と玄輝門住宅 A は、開設以来培ってきた「働く力の育成」と「地域で暮らす力の支援」という二つの柱を基盤に、利用者一人ひとりの生活と成長を支える重要な役割を着実に果たしてきました。就労支援と生活支援を一体的に提供できる体制は、制度の狭間に置かれやすい方々を支えるうえで極めて重要であり、地域における障害福祉の拠点として欠かせない存在となっています。

玄輝門および玄輝門住宅 A で働く職員は自らの勤勉さ・勇気・知恵をもって、利用者が互いに尊重し合い、安心して共に暮らすことのできる温かく質の高い支援の提供に日々努めています。困難な課題に直面した際にも粘り強く向き合い、利用者と共に成長し、共に豊かになる道を歩むことを大切にしており、こうした積み重ねが施設の価値を高め、時を経るごとに一層輝きを増す事業所へと育て上げています。利用者がより快適な居住環境、より良い成長の機会、より良い仕事、そしてより良い生活を実現できるよう、職員一同がその願いを共有し、日々の支援に真摯に取り組んでいます。

そのために、日常支援において特に重視しているのが、「おはよう」に始まる挨拶や積極的な声掛けです。相手の反応を待つのではなく、こちらから働きかけることで一日を前向きに始めるという考えのもと、毎日の実践を欠かしません。また、仕事中でも一定の距離を保ちながら常に見守りを行い、いつもと少しでも様子が違うと感じた際には、すぐに声を掛けるよう心掛けています。就労活動では単純作業の繰り返しが多いため、集中力の維持や意欲の向上のためにも、継続的な声掛けや適切な休憩、終業後のフォローが欠かせません。

終業時には「ご苦労様、明日もまた来てね」といった言葉を必ず伝え、努力を認めて褒めること、失敗した際には原因を一緒に振り返り、本人が理解したうえで注意することなど、当たり前な日常を丁寧に支える姿勢を大切にしています。こうした支援は、特別なことをしているという意識ではなく、ごく自然な関わりとして行われており、利用者一人ひとりに真心をもって向き合うことが、職員全員の揺るぎない基本姿勢となっています。

昨年度の経営状況については玄輝門の福祉サービス事業収益は利用者の内 3 名の退所者が出た影響により大幅な減収となりました。また、玄輝門住宅 A においては制度改正の影響を受けましたが、利用者が 1 名増えた為に事業収益は増加しています。

令和 7 年度決算では、貸借対照表の資産の部および純資産の部の合計、さらに財産目録における差引純資産が、基本財産である建物の減価償却費の増加に伴い減少しました。また、負債総額は資産規模に比して少なく、財務の健全性は維持されており、社会福祉法人極光の会全体としての経営状態は おおむね安定している と評価できますが、利用者が増えなければ令和 8 年度も同じ状況でしょう。ただし、備えといえる流動資産や積立資産がまだ多くあり、将来を見据えた頑丈な建物として建設した為に、今後も資金の流失は多くはないと考えます。このような現状は外部環境が厳しさを増す中であっても、堅実な財務運営が継続されている点では大きな強みです。

運営状況としては、令和 7 年度も、家庭の事情等により施設利用を希望する場合には、年間予定表で定めた休日にかかわらず利用できる柔軟な体制を継続しました。昨年度の延べ利用者数は 4,805 人/年、休日開所日 3 日を含む施設開所日数 272 日/年のうち、1 日平均利用者数は 17.7 人、利用率は 89.3% と低い状態でした。利用者負担については、全員の施設利用料を免除し 0 円/月 としており、給食費として約 11,000 円/月 (1 食 500 円) のみを負担いただいています。

玄輝門住宅 A は生活の場を提供する事業所であるため、毎日運営しており、食費・光熱水費 (実費) を含めた負担額は 約 2.7 万~6.2 万円/月 の範囲に収まっています。障害年金の受給額の範囲内で生活できる水準を維持しており、利用者が安心して地域で暮らし続けられる環境を確保しています。こうした運営努力は地域のセーフティネットとしての役割を果たすうえで極めて重要であり、今後も継続すべき法人の強みといえます。

社会福祉法人「極光の会」は設立 25 年目を迎え、玄輝門は開所 24 年目、玄輝門住宅 A は開所 22 年目に入りました。長年にわたり地域の障害福祉を支えてきた歴史を踏まえ、令和 7 年度に続き、令和 8 年度においても、社会福祉の公益性・公共性という原点に立ち返り、「誰もが、いつでも、どこに住んでいても、必要な支援を受けられる社会」の実現を目指して事業を展開していきます。

2. 就労活動及び利用者工賃

玄輝門での就労活動は、農耕班・さをり班・手芸班の3班体制で実施しており、令和7年度の総売上は3,921,410円、工賃総額は1,736,600円でした。利用者一人当たりの工賃は約7,891円/月となり、障害者総合支援法における就労継続支援B型事業の最低基準である「月額3,000円以上」は満たしています。しかし、県内他施設と比較すると工賃水準は依然として低く、今後の改善が求められる状況にあります。なお、令和6年度と比較すると売上は470,740円減、工賃総額は120,600円減となり、外部環境の変化が収益に影響を及ぼしていることがうかがえます。

手芸班の令和7年度売上は526,453円で、前年度比118,755円減となりました。主な作業はりんごネット等の委託作業であり、元請であるDMノバフォーム様からは、製品の品質について安定した高い評価をいただいています。

さをり班の令和7年度売上は514,795円で、前年度比259,587円減となりました。さをり班ではコート、洋服、小物など多様な製品を製作し、昨年度も展示販売会において積極的に販売活動を行いました。

農耕班の令和7年度売上は2,880,162円で、前年度比92,398円減となりました。農耕班を取り巻く環境は、農村地域における少子高齢化・過疎化の進行、担い手不足の深刻化など、極めて厳しい状況にあります。今後も農業と福祉の連携（農福連携）をさらに推進し、施設外での就労機会を拡大・充実させることで、地域農業への貢献と利用者の働く場の確保を両立させていくことが重要です。

就労活動全般の目標としては、まず、利用者が携わる製品の品質向上と価値の最大化を図り、安定した売上と工賃の確保につなげることが重要です。そのために、製品の質を高める取り組みに加え、新たな販売場所の確保による販路拡大、経費削減による効率的で無駄のない運営、利益率の高い品目の生産体制の構築、さらには内職作業を中心とした新たな分野の開拓など、多角的な取り組みを進めていきます。これらの努力を積み重ねることで、利用者にも少しでも高い工賃を支払える環境づくりを目指します。

また、利用者・職員ともに「自分が変われば、周りも変わる」という意識を共有し、日々の働き方や姿勢を見つめ直す意識改革に取り組むことが欠かせません。玄輝門の基本方針に沿って就労作業を進めるうえで、工賃を上げることを目的に「大変だけど耐えて頑張ろう」と数値目標だけで鼓舞してしまうと、作業本来の喜びや達成感が失われてしまう危険があります。良い結果が続く時は前向きに取り組めても、思うようにいかない時には意欲が下がり、成果にも影響が出てしまいます。

そのため、玄輝門では、幸福感や充実感がやる気を高め、成果を生み、その成果がさらに意欲を高めるという「好循環」をつくることを重視しています。利用者も職員も、喜び・才能・やる気・創造性を最大限に発揮できる環境を整えることこそが、これからの就労作業における大きな課題であり、同時に成長の鍵となります。

誰しも、作業や趣味、学習などで「無我夢中で没頭した経験」があるはずです。その瞬間は報酬や見返りよりも、没頭している状態そのものが楽しく、充実しています。そして、そのよ

うな集中状態では短期間で作業能力が向上し、成果にも明確に表れます。玄輝門では、この生産性が高く幸福感に満ちた集中状態へと自然に導く支援を大切にし、利用者が「働くことの意味」を主体的に感じられるような環境づくりを進めています。

こうした取り組みを通じて、利用者の働く意識の成長だけでなく、施設全体の活性化にもつながると考えています。今後も、利用者一人ひとりが自分らしく働き、成長し、生活を豊かにできるよう、職員とともにより良い就労環境の構築に努めてまいります。

3. 施設利用状況

令和4年度 21名・令和5年度 22名・令和6年度 21名・令和7年度 20名
令和8年度 18名 (各年度 5月1日現在)

4. 利用者の処遇

個別支援計画 個別支援計画とは、障害者一人一人のニーズを正確に把握し、指導を適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で一貫して的確な支援を行うことを目的として策定される。個別支援計画の策定には、施設のみならず、医療、労働等の様々な側面からの取組を含め関係機関、関係部局の密接な連携協力を確保することが不可欠である。

玄輝門及び玄輝門住宅Aでは利用者の効果的な指導・援助を行うために4月・8月・12月の年3回、個別支援計画を策定。日々の動向記録を参考にし、利用者個々の目標・指導方法及び結果を話し合い、利用者の希望を実現するために指導員がより良いサービスの質を管理する目的で行っている。

送迎 開所時より無料で行っている送迎は朝3コース・夕2コースで実施し運行された。各養護学校からの職場実習生も希望に応じて無料にて送迎を行い、人数が増えた時は送迎車を1台増加させ、臨機応変に対応した。

給食 令和6年度より主食・副食とも施設内で清潔で安全に調理する方向に転換しました。利用者から好まれるバラエティに富んだ給食・季節感のある給食等を考慮しながら献立表の事前配布を行い、栄養バランスに留意した提供を事故無く行うことが出来た。

また、自治会の中で給食会議を年3回行い、利用者からの声を聞いて給食のメニューに反映させている。

健康管理 施設内にて健康観察日(身長・体重・血圧・腹囲の測定)を定期的に年4回実施した。昼休みは指導員が中心となって、ウォーキング・ランニング等の運動を各自で行い、自身の健康維持のためと障害者スポーツ大会の優勝を目指し頑張っている。

その結果、第33回青森県障害者スポーツ大会ではGH利用者を中心にした8人が出場して、金メダル2個、銀メダル3個、銅メダル1個を獲得しました。

自治会 利用者の自主的運営による毎月1回の自治会を開催し、利用者からの提案を尊重した行事等を実施した。また、自治会の中で給食会議を職員も加わり年3回行い、利用者からの声を聞いて給食のメニューに反映させている。

工賃 工賃の規程に基づき、売上金から経費を差し引いた利益と各利用者の査定を行い、利用者に工賃を支給した。昨年度より売上は下がりましたが、利用者一人当たりの工賃は平均で7,891円/月となり、約405円/月の増額になった。

行事 玄輝門では年間計画に基づいて月1回以上の行事を計画しております。施設の外に出て社会に馴染める事が出来るような交流を図り、地域参加を積極的に提供することを目的にしております。昨年度は天候により予定が延期・変更されたことはあったが、

計画に近い形で全て実行出来ました。

実習

年 3 回の個別支援計画、及び利用者・保護者・指導員との三者面談の話し合いの結果を前提に、一般企業での作業実習を行う用意はしているが、昨年度も一般就職を希望する利用者・保護者が無く、一般企業に対しての作業実習は行っていない。しかし、農耕班では地域一般農家のニンニク畑まで出かけて施設外就労として一般の労働者と共に作業を行っている。また、藤崎町社協より請負っている除雪困難世帯に対する除雪作業、藤崎町スポーツ協会より請負っている平川河川敷グラウンド・アップル球場・元藤崎園芸高校グラウンドの草刈作業、藤崎町教育委員会より請負っている白鳥広場整備作業等を屋外で天候にも負けずに行っている。

今後も施設外支援・施設外就労や地域共同活動という制度を利用し、自宅や一般農家での就農及び一般企業への就労へと結び付けたい。

安全管理

令和 7 年 9 月 5 日に弘前城北公園交通広場で交通安全教室を開催し、交通安全に対する意識の高揚を図った。現場では交通安全の話をするだけでなく、実体験を通して交通安全についての正しいルールとマナーを身につけ、悲惨な交通事故を未然に防ぐために訓練した。

防災対策

消防法では、『訓練を定期的実施しなければならない』とあり、特に不特定多数の者や身体的弱者を収容する防火対象物においては、消火訓練及び避難訓練を年 2 回以上実施すべきことを規定しています。訓練は、火災が発生しないように、また、火災による被害を最小限に抑えることを目的とします。消防計画に基づいて、職員が非常時の任務を的確に遂行するため、訓練を積み重ねて身につけておくことが必要となります。あらかじめ消防機関に届出し、玄輝門及び玄輝門住宅Aでは総合訓練を令和 7 年 5 月 9 日と 11 月 7 日に 2 回実施し、自然災害対策訓練も令和 7 年 5 月 9 日に玄輝門及び玄輝門住宅Aで実施した。今後も訓練を続けて職員及び利用者の防災に対する関心を高めて行きたい。

5. 職員の処務

職員会議

職員会議は施設長を中心に職員の意見を聞きながら運営が円滑に行われるように一致協力していくための会議であり、施設長の方針に関する共通理解を深めるとともに職員相互の事務連絡・利用者の状況などに関する情報交換を行うなど重要な意義を持っています。

また、職員会議は職員の施設内における研修の場でもあり、指導方法・指導上の課題等を話合う中で、職員個々の実践的指導力を高め共通理解を図るとともに、全体での指導力を向上させることが大きな役割です。

玄輝門では毎朝の朝会の他に、玄輝門住宅Aと合同で月に 1 回の職員全体会議を設け、施設行事及び作業等の確認、また、利用者の計画的な指導・援助・処遇のため、職員間の意思統一を計る目的で、真摯な意見の発表の場として実施した。

安全管理

令和 6 年度から、感染症や自然災害等の緊急事態が発生した際に事業を存続させるためのBCP(事業継続計画)が義務付けられました。災害時等に管理職が瞬時に判断や指示を示す必要があり、緊急時は職員がいつもとは違う状況のなかで迅速に情報収集をし、冷静な判断をして、適切な行動をする研修や訓練が必要です。極光の会では令和 7 年 5 月 23 日・令和 7 年 11 月 22 日に玄輝門と玄輝門住宅Aと合同で委員会と研修や訓練を実施した。日頃から訓練をしてBCPで定められた内容を把握し、緊急事態時

に迅速な情報収集・冷静判断・適切行動ができるように備える必要があります。

令和4年から、身体拘束廃止・虐待防止等の適正化に向けては、①記録の整備、②委員会の開催、③指針の作成、④研修の実施が義務になりました。極光の会では令和7年7月25日・令和8年1月24日に身体拘束廃止・虐待防止対策委員会を開催する。当日午後より、身体拘束廃止・虐待防止研修を玄輝門と玄輝門住宅Aと合同で実施し、職員に対して身体拘束廃止・虐待防止に関する意識の確認を行った。

職員研修

職員研修は福祉サービスに従事する職員を対象とした職業教育として、対人理解や対人援助の基本的な視点と理念、専門的な職業人として職務を遂行するうえでの基本姿勢、基礎的な知識・技術を修得するとともに今後より専門的な知識・技術を獲得していくための基盤を形成する機会です。また、各関係機関から案内のある研修会には指導能力を高めるために職員を派遣するよう努めています。研修によって得られたモチベーションとスキルによって利用者のために成果を生む職員となる目的で行っています。

職員構成

玄輝門 施設長、施設次長、サービス管理責任者（施設次長とサービス管理責任者は兼務）、生活支援員、作業指導員、目標工賃達成指導員、作業員、調理員 以上7名

玄輝門住宅A 施設長(玄輝門施設長兼務)、サービス管理責任者(玄輝門サービス管理責任者兼務)、世話人、生活支援員(玄輝門生活支援員兼務) 以上7名

職務分担

施設の適正なサービスの質を確保するための効率的な運営ができる体制を整えるため、職員の合理的な職務分掌を定める。重要事項について検討・決定する職員会議等の有効な活用、また有効な連携の確保のための整備・運用等、職務が効率的に行われることを確保するための体制を目的とする。

玄輝門及び玄輝門住宅Aでは組織機構、職務分掌と責任を明確にし、各部門の遂行すべき基本的任務を定め、業務の組織的で能率的な運営を図る上で「企画・渉外・事務」、「生活支援」、「作業支援」、「保健衛生」、「送迎」に職務を分担しています。

6. 施設の行事

玄輝門及び玄輝門住宅Aでは利用者自治会からの希望を反映した年間計画に基づいて、月1回以上の行事を計画しました。

また、毎年行っている人材育成やスキルアップ、施設内の協調性アップ、コミュニケーションの向上、調査・視察などを目的とした宿泊訓練を行っています。昨年度は秋にGH棟1号棟と岩手県「陸中海岸青少年自然の家」にて10月9～11日に実施した2泊3日の訓練は無事に終了しました。

7. グループホーム 玄輝門住宅A

榊地区の居住棟「榊1号棟」と中島地区の居住棟「中島1号棟」の2棟にて運営。

平成17年3月1日の認可を受けて、利用定員計8名に対し定員割れで運営していたが、令和7年3月より1名が利用を始めて7名となり、世話人と毎日助け合いながら生活しました。

榊1号棟は定員4名で令和4年6月1日に開所し、毎日助け合いながら生活しました。2カ所合計での定員が8名で少人数のために、利用者の希望を聞き入れた献立や、普段の生活の不満等を解消する目的で、食卓を囲んでの話し合いから相談業務等を日々行っている。

日常生活援助として、食後の後片付けや部屋の清掃及び洗濯などの指導と生活上の手続きや通院等の補助を行っている。

玄輝門と玄輝門住宅Aとの連携を密にするため、施設職員が適宜訪問して利用の様子を聞

いて対処している。

金銭管理が十分に出来ない利用者には、保護者同意のうえで預り金規程に契約してもらい、毎月一度は保護者と施設長の双方で使用適否や残額の確認を取りながら日常生活に必要な分を管理・運用している。

日中の活動の場である玄輝門に通所するための移動は送迎車を利用する。

週に1回程度、近くのスーパー等へ行き、嗜好品の購入を手助けしている。その他にも玄輝門の休日や夕食後の時間を利用して職員の買物に同乗して週に1回程度出かけ、自由に飲食や買物、他には預貯金の引出等をしていた。

業務日誌等は毎日記述し、個別支援計画を年に3回、防災訓練を年に2回、行事は2回の小旅行と3回の外食訓練を実施した。

令和7年度から、地域住民や利用者家族、自治体担当者らと年1回以上集まり、利用者地域との関係づくりやサービスの質・透明性向上、権利擁護を目的に情報共有と意見交換を行う協議体である地域連携推進会議の実施が義務となり、令和7年6月18日に開催する。

8. 施設の整備

近年頻発する豪雪災害により、建物被害や生活環境への影響が深刻化していることを踏まえ、利用者の安全と安心を確保するため「中島1号棟周辺整備工事」を実施した。本工事は、災害に強い周辺環境を整備し、冬期間におけるリスクを軽減することを主な目的としている。加えて、生活環境の改善はGH利用者の快適性を高めるだけでなく、保護者にとっても安心感の向上につながる。また、冬期間以外においても中島1号棟の美化・維持管理に寄与し、年間を通じて良好な生活環境を確保する基盤となっております。

極光の会「経理規程」の契約の条項に則り、見積もりを3社より取り寄せて随意契約で㈱兼春興行に契約金1,850,000円で決定し、無事令和7年10月20日に完了しました。

9. 事故報告

令和7年度も大きな事故はありませんでした。

事故が発生していないからといって安心することなく、ハインリッヒの法則が示すとおり、日頃から些細なミスや不備を見逃さずに改善していく姿勢が求められる。小さなヒヤリ・ハットを確実に潰していくことが、重大事故の回避につながり、利用者の安全性向上とサービス満足度の改善に直結する。また、これまでの経験を踏まえ、感染症防止・事故防止・虐待防止の観点から、全職員が常に高い危機管理意識を持ち、日々の業務において安全対策と確認を徹底することが不可欠である。慢心を排し、基本動作を確実に行うことで、組織全体の安全文化を強化していく必要がある。さらに、緊急時に備えた業務継続計画（BCP）の整備や研修・訓練の実施を継続し、いかなる状況下でも利用者の生命と生活を守る体制を維持していくことが重要である。

令和7年度 活動状況報告

令和7年

- | | | |
|-----|-------|-------------------------------|
| 4月 | 3～4 | 個別支援計画（目標・方法） |
| | 19 | お花見遠足～芦野公園(五所川原市)・平滝沼公園(つがる市) |
| | 25 | 職員会議・自治会、健康観察日、地域清掃奉仕活動 |
| | 28 | 社会見学 |
| 5月 | 9 | 春季防災訓練 |
| | 10 | 買物実習(イオン樋の口店・道の駅巡り) |
| | 17 | 理事会 |
| | 23 | 職員会議・自治会 |
| | 24 | 徒歩鍛錬～十和田湖・奥入瀬溪流 |
| 6月 | 6 | 保護者参観日 |
| | 14 | 評議員会・理事会 |
| | 20 | バイキング給食・社会見学 |
| | 28 | 職員会議・自治会 |
| 7月 | 3～4 | 個別支援計画（結果） |
| | 15・18 | 職員健康診断 |
| | 19 | 施設見学遠足～五能線一周 道の駅巡り |
| | 25 | 職員会議・自治会、健康観察日、地域清掃奉仕活動 |
| 8月 | 4～13 | 個別支援計画 三者面談（目標・方法） |
| | 9 | 社会見学 |
| | 22 | 職員会議・自治会 |
| | 23 | 親子遠足～八戸市（蕪島神社・八食センター） |
| | 31 | 青森県障害者スポーツ大会 |
| 9月 | 5 | 交通安全教室（城北交通公園）安全大会 |
| | 13 | 社会見学 |
| | 13 | 歯科検診 |
| | 21 | 大自然満喫遠足～津軽半島一周 |
| | 27 | 職員会議・自治会 |
| 10月 | 3 | 玄輝門大運動会 社会見学 |
| | 9 | 宿泊訓練（玄輝門） |
| | 10～11 | 研修旅行～岩手県花巻市・遠野町・陸中海岸 |
| | 15～20 | さをり展示会 アスパム |
| | 24 | 職員会議・自治会、健康観察日、地域清掃奉仕活動 |

- 1 1月 5～6 個別支援計画（結果）
7 秋季防災訓練
8 施設見学遠足～おいらせ町下田
1 0 冬季時間へ変更
1 5 理事会
2 2 職員会議・自治会
- 1 2月 3～4 個別支援計画（目標・方法）
6 買物実習～つがる市柏 ザサンワ、イオンモールつがる柏他
1 2 餅つき大会
2 7 職員会議・自治会
2 9 合同反省会
3 0～ 年末年始休業

令和8年

- 1月 ～4 年末年始休業
1 0 お汁粉給食・社会見学
1 7 雪上運動会
2 4 職員会議・自治会、健康観察日、社会見学
- 2月 3 豆まき
9～1 2 さをり展示会 弘前市百石町展示館
2 1 職員会議・自治会
2 1 藤崎町福祉大会
2 2 理事会
- 3月 4～5 個別支援計画（結果）
1 4 施設見学遠足～中泊町小泊、つがる市柏、他
1 4 夏季時間へ変更
2 7 職員会議・自治会、施設大清掃、
2 7 就労活動年間報告会
3 1 皆勤賞・精勤賞授与式

教育実習生介護体験受入状況

- 8 / 1 8～2 2 牧野 龍駕 柴田学園大学
8 / 2 5～2 9 三浦 葵 柴田学園大学護学校